

「太陽光発電設備等共同購入事業」に関する協定書案

京都府（以下「甲」という。）、京都市（以下「乙」という。）と●●（以下「丙」という。）は、「太陽光発電設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、甲、乙及び丙は、本事業を共同で実施するに当たり、府民に対して価格優位性のあるサービスを得る機会を提供し、再生可能エネルギーの利用を促すよう努めるものとする。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関する甲、乙及び丙の役割、実施の条件、有効期間等を規定することにより、本事業が円滑かつ効率的に実施されることを目的とする。

（役割等）

第2条 本事業における甲、乙及び丙の役割については、次のとおりとする。

(1) 甲及び乙 本事業の広報に係る業務の支援

(2) 丙 「太陽光発電設備等共同購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務内容の実施

2 甲、乙と丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（実施の条件）

第3条 丙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

ただし、甲及び乙の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、丙が負担するものとする。

（実施体制の構築及び事業計画の策定）

第5条 丙は、本事業の実施に当たり、必要な事項を記載した実施体制表及び事業計画書を、甲及び乙と協議のうえ作成し、甲及び乙に提出するものとする。

（事業成果物の提出）

第6条 丙は、本事業の実施結果を記載した事業成果物を、協定期間満了日までに、甲及び乙に提出するものとする。

（損害賠償）

第7条 甲、乙又は丙が、故意に又は過失により、第2条に規定する役割において、相手方又は第三者に損害を与えた場合は、甲、乙又は丙は、当該相手方又は第三者に対し、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年6月30日までとする。

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了日の属する年の2月末日までに甲、乙及び丙の一方から書面による協定終了の申出がないときは、本協定と同一条件で1年間継続することとする。ただし、継続できる期間は令和10年6月30日までとする。

(協定の解除)

第10条 甲、乙及び丙は、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 相手方当事者がこの協定に違反したとき。
- (2) 相手方当事者が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(調査等)

第11条 甲又は乙は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、丙に対し、本事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は丙の従業員その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 丙は、前項の規定による報告を求められたときは、これに応じなければならない。同項の規定による物件の調査又は関係者への質問を妨げてはならない。

(個人情報管理)

第12条 丙は本事業において収集し、取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を準用するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

(関係法令の遵守)

第13条 丙は業務を実施するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(疑義等の処理)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙協議のうえ、その都度決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月 日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府知事 西脇 隆俊

乙 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488番地
京都市長 松井 孝治

丙